

新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準の 策定に向けたパブリック・コメントの実施について

区はこれまで、人権は誰もが尊重されるべきで、特定の国籍や民族へのヘイトスピーチを含めた人権侵害は決して許されないことを表明するとともに、新宿に暮らす方や訪れる方が、国籍や文化の違いを理解し合い、お互いを思いやれるようなまちづくりを進めてきた。また、平成28年6月3日には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行されたところである。

ヘイトスピーチ解消法では、前文で本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言し、第4条第2項で地方公共団体に対し、「不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」ことを定めている。区としても、施設管理権を適切に行使し、公の施設において不当な差別的言動が行われることを制度的に防止することが求められる。

こうした中、東京都においては、平成30年10月15日に「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が制定された。また、同条例第8条に規定する趣旨に沿って、第11条に規定する「公の施設の利用制限に関する基準」が定められ、平成31年4月1日から施行されたところである。これにより、現状では、近接する都の施設と区の施設において利用制限に関する取扱いが異なることとなり、利用する区民等に無用の混乱や支障が生じることが懸念される。

ついては、新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準を策定することとし、これに向けて下記のとおりパブリック・コメントを実施する。

記

1 策定目的

区で設置した公の施設（※）において、ヘイトスピーチ解消法第2条で規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われることを防止するため、施設管理者（指定管理者を含む。以下同じ。）が各施設の設置及び管理条例等に基づく運用により利用制限を適用する際に、拠るべき基準を策定する。

（※区で設置した公の施設の例…地域センター、区民ホール、スポーツセンター、生涯学習館、シニア活動館・地域交流館、区立公園など）

2 施行日

令和元年10月1日

3 対象施設

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定による区で設置した「公の施設」であって、区の設置・管理条例で定めるもの及びこれに準じる施設（指定管理者制度を導入したもの及び目的外使用許可等により使用させるものを含む）。

4 素案の主な内容

(1) 利用制限の要件

以下2つの要件をいずれも満たした場合に、利用制限を行うことができる

- ・ヘイトスピーチが行われる蓋然性が高いこと。（＝言動要件）
- ・ヘイトスピーチが行われることに起因して発生する紛争等により、施設の安全な管理に支障が生じる事態が予測されること。（＝迷惑要件）

(2) 基準の対象となるヘイトスピーチの定義

- ① ヘイトスピーチ解消法第2条における規定を準用
- ② 法務省から地方公共団体に示された例示を参考に総合的に判断
 - 本邦外出身者に対し、生命、身体、自由、名誉、財産に危害を加える旨を告知
 - 著しく侮蔑
 - 地域社会から排除することを煽動する言動

(3) 利用制限の類型

- ・不許可 ・許可の取消し
- ※ 許可する場合であっても条件を付せる
- ※ 利用申請行為を伴わない場合でも管理条例等の規定により制限することはできる

(4) 利用制限の適用判断に当たっての留意事項

- ① 利用制限の適用における公平性・中立性の確保
施設管理者が利用制限要件への該当性及び不許可・許可取消しの妥当性を判断する際
→予定されている集会等について、事前に判明しているテーマ・具体的内容、開催・実施の方法等を踏まえる
→原則として学識経験者意見聴取会（仮称）の意見を聴く
- ② 事案ごとに諸事情を総合的に勘案し、関連規定等に当てはめて適切に判断
→憲法上保障された表現の自由、集会の自由に十分留意
→恣意的運用や正当な表現活動を萎縮させることがないよう留意
→地方自治法や施設使用許可等の関係条例の規定等に基づき、個別事案ごとに集会等に関する諸事情を総合的に勘案し、各規定に当てはめて適切に判断

5 パブリック・コメントの実施

(1) 実施期間

令和元年7月15日(月)から令和元年7月31日(水)まで

(2) 周知方法

令和元年7月15日号の広報新宿及び新宿区ホームページで周知し、意見を募集する。

(3) 閲覧資料

- ① 意見募集概要【別紙1】
- ② 新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準(素案)
【別紙2】
- ③ 新宿区の公の施設におけるヘイトスピーチ防止のための利用制限に関する基準(素案)概要
【別紙3】
- ④ 新宿区パブリック・コメント意見用紙【別紙4】

(4) 閲覧・配付場所

総務課（本庁舎3階）、区政情報課（本庁舎3階）、区政情報センター（本庁舎1階）、特別出張所（10所）、区立図書館（10館）及び新宿区ホームページ

(5) 意見提出方法

郵送・ファックス・窓口持参及び新宿区ホームページにおいて受付

6 今後の主なスケジュール（予定）

- 7月 5日（金） 政策経営会議
- 7月10日（水） 総務区民委員会
- 7月15日（月） パブリック・コメント受付開始
- 7月31日（水） パブリック・コメント受付終了
- 8月26日（月） 調整会議（パブリック・コメント実施結果の報告）
- 8月27日（火） 政策経営会議（パブリック・コメント実施結果の報告）
- 9月11日（水） 総務区民委員会
- 9月11日（水） 区ホームページにてパブリック・コメント意見に対する区の考え方及び基準公表
- 9月15日（日） 広報新宿9月15日号に周知記事掲載
- 10月1日（火） 施行